

○ 給与制度（一般原則）

1 給料と給与の違い

（1）制度の根拠

地方公務員である公立学校の教職員の給与は、地方公務員法の定めるところにより、その所属する地方公共団体の条例で定められます（地方公務員法24条6項）。従って、都道府県立学校の教職員の給与は都道府県条例で、市町村立学校の教職員の給与は市町村条例で、それぞれ団体ごとに別々に制定される条例で定めることになりますが、市町村立学校であっても、その教職員の給与を都道府県が負担している場合（＝県費負担教職員）には、都道府県の条例で定めることになります（市町村立学校職員給与負担法1・2条地方教育行政の組織及び運営に関する法律42条）。そのため高知県では、県立学校教職員及び県費負担教職員の給与について「公立学校職員の給与に関する条例」等を定めており、すべての給与は、こうした条例を根拠に支給されます。

（2）給料とは

地方公務員の給与体系は、給料と諸手当から成り立っていますが、給料は職員の正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるとされています。（正規の勤務時間外の勤務に対する報酬及び正規の勤務時間に直接対応しない給与は諸手当によって措置されることとなります。）

給料は、給与体系の中でも最も基本的な部分です。基本的というのは、ただ単に金額的にみて大きな部分を占めているということのほかに、諸手当や退職手当等を算出する際の基本ともなるという意味を持っています。通常給料のことが基本給とかいわれているのはこのためで、ここに給料の性格が表現されているといえます。

（3）給与とは

給料とは、このように、正規の勤務時間における勤務に対する報酬であり具体的には、給料表に定められた額（給料月額）のことをいいます。一方、教職員には、支給要件に該当すれば、通勤手当、扶養手当等の諸手当等が支給されます。

給与とは、一般的にこれらのものを全て含んだ意味で使われます。給与は勤労の対価として支給される金銭であって、その職務、勤労条件等に応じて給付されるものであるということはいうまでもありません。

2 給与決定の基本原則

公務員の給与も勤労の提供に対する対価という面では民間との違いはありませんが、公務員は全体の奉仕者であり、労働基本権に一定の制限を受けていること、人件費を含む行政経費は、住民の負担でまかなわれていること等から、給与の決定について地方公務員法等において特別な定めがなされています。

地方公務員法等で規定されている給与決定の主な原則は次のとおりです。

(1) 職務給の原則

給与は職務と責任に応じて決定されなければならない、という原則です。

具体例としては、教諭から教頭へ昇任することによる職責の度の高まりに応じて、給料についても2級から3級へ昇格させ、それによって職に相応した給与措置を講じる、ということです。

(2) 均衡の原則

給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の給与その他の事情を考慮して決定されなければならない、という原則です。

この均衡の原則に基づき、地方公務員の給与は、「国に準ずる」ものとされています。これは、国家公務員の給与についてはその決定にあたり、人事院勧告制度等により、「民間事業の従事者の給与」や「生計費」が十分に考慮されているので、国家公務員の給与に準じて給与決定することが法が定める均衡の原則の趣旨に最も合致すると考えられるからです。

また、公立学校の教員は、教育公務員特例法第13条において、公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき、条例で定めるものとするとなっています。

(3) 給与条例主義

職員の給与は、条例でこれを定めなければならず（地方自治法204条第3項、地方公務員法第24条）また、職員の給与は法律又はこれらに基づく条例に基づかない限り支給することはできません（地方自治法第204条の2）。

このように、給与は必ず条例の根拠に基づかなければならぬとする原則を、給与の条例主義といいます。給与について、条例主義が原則とされている理由は2つあります。

1つは、職員に対して給与を権利として保障することです。公務員は職員の労働基本権が制限されており、これに代わりその勤務条件を保障する措置が必要です。給与を条例という地方公共団体における最高の法規、最高の意思決定で保障することは、その代替措置の中心となるものです。いま1つは、給与の決定を住民の意思に基づいて公明正大に行うことです。給与は人件費の大部分を占め、かつ地方財政の中でも大きな比重を有しており、納税者である住民の十分なコントロールが必要です。

住民の代表である議会が条例制定を通じて給与をコントロールすることが期待されているのです。

(4) 給与支払いの原則（通貨・直接・全額）

給与は、法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならないとされています。直接払いの例外として、銀行口座への振込があります。これは、職員の意思に基づくものであること、職員が指定する本人名義口座であること、所定の給与支払日に払い出しできる状況にあること、の全ての要件に該当する場合に認められるものです。また、全額払いの例外として、法で定められた経費以外を控除するような場合には、その経費については条例で定めるべきことになっています。

3 給与の種類

私たちの給与は給料を含め以下の項目から成り立っています。

給与	給料	給料	
		給料の調整額	
		教職調整額	
	手当	管理職手当	
		初任給調整手当	
		扶養手当 *	
		調整手当	
		住居手当 *	
		へき地手当	
		へき地手當に準ずる手当 *	
		定時制通信教育手当	
		産業教育手当	
		特殊勤務手当	多学年学級担当手当 添削手当 用地交渉手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 特殊教育諸学校部主事手当 高所作業手当 有害農薬の使用手当
		特地勤務手当	
		特地勤務手當に準ずる手当 *	
		時間外勤務手当	
		休日勤務手当	
		夜間勤務手当	
		宿日直手当	
		管理職員特別勤務手当	
		通勤手当 *	
		単身赴任手当 *	
		期末手当	
		勤勉手当	
		義務教育等教員特別手当	
	給付	児童手当 *	

*印は、本人が申請手続を行う手当です。

○ 給与のイロハ

凡例：人委規則 「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」

1 ノーウークノーペイ

給与は、勤務に対する報酬ですので、勤務しなかった場合には給与は支給されません。つまり、勤務しなかった時間分だけ減額される、ということになります。これを、ノーウークノーペイの原則といいます。このノーウークノーペイの原則の例外として、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇、職務専念義務を免除された場合等が、条例等により認められています。

2 「昇任」と「昇格」

「昇任」とは、行政職員については、例えば、5等級（職名例：主査）から4等級（職名例：主幹）へ、というように任用上の等級（任用等級）が上がることです。教員については、任用等級の考え方を厳密にはとっていないことから、教員の昇任は、教諭から教頭へ、教頭から校長へ、というように職名がかわることによって行われます。

では昇任した場合に、給与上、どのような措置が講じられるのでしょうか。

給与制度は、その職責に応じて給料を決定する、という職務給の原則に立っていますので、昇任（＝ポストが上がること）にともなって、給料表の職務の級の格付けを上位の職務の級に変更することとなります。

これを「昇格」といいます。例えば、教諭が教頭に昇任すると、それにともなって、給料表2級から3級へ昇格し、その結果、給料月額がアップします。つまり、「昇任」にともなって「昇格」する、ということです。

3 「給料月額」と「給料の月額」の違い

「給料月額」とは給料表に示された額のことであり、「給料の月額」とは、多くの場合、給料月額のほかに「給料の調整額」や「教職調整額」を含んだ額のことをいいますので、諸手当を算定する際等には注意が必要です。

※公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例4条

4 手当の開始と終了、追給と戻入

（1）手当の開始と終了

手当の開始及び終了手続は、職員本人からの届け出（申請書等の提出）から始まります。

職員には、受給している手当に関する事実に変更があった場合には、直ちにその旨を届け出る義務があります。

（2）追給と戻入

給与の追給は2年間、戻入は5年間が時効ですが、戻入については時効を越えた分も自主返納という形で返納を求められます。

○ 手当について

1 手当の意義

手当は、一般に給料に加給される従たる給与です。教職員の給与の基本的な部分を占めるものは、いうまでもなく給料といえますが、各職員の生活実態の違いとかあるいは勤務条件の違いなどをすべて給料で具体的に措置することが技術的に困難なため、給料に対する一種の補完的な給与として各種の手当制度が設けられています。

2 手当の種類

地方公共団体が常勤の職員に支給することのできる手当は、法律又はこれに基づく条例に基づいたものでなければならず（条例主義、地方自治法第204条の2）地方自治法第204条第2項において、その種類が定められています。

これは法律による制限列挙であり、地方公共団体が独自にこれらのほかに他の手当を設けることは、地方自治法の規定に違反するものです。手当は、それを設けた趣旨・性格等から、大きく次のような種類に分類できます。

(1) 生活給的な手当

扶養手当、住居手当、通勤手当

(2) 職務給的な手当

管理職手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、義務教育等教員特別手当

(3) 超過労働的な手当

時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当

(4) その他の手当

3 支給の始期及び終期

本人が届け出なければいけない手当（へき地（特地勤務）手当に準ずる手当を除く）については、手当支給の始期及び終期は次のとおりです。

(1) 始期・・・新たに要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるとき、その日の属する月）

(2) 終期・・・要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）

※ ただし、支給の開始については、届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

4 諸手当（各論）の概要説明に共通する項目についての説明

(1) 1時間あたりの給与額＝ {給料の月額×べき地（特地勤務）手当月額} × 12月
／ (40時間×52週－18日(※)×7時間45分)
円未満四捨五入

※勤務時間が一般的に割り振られる月曜日から金曜日までの間における祝日法による休日及び年末年始の休日の日数。年度により変動。

*この場合の給料の月額には教職調整額は含まれません。

(2) 時間外単価＝1時間当たりの給与額（円未満端数処理前の額）×区分毎の支給率
円未満四捨五入

(3) 給与期間

月の1日から末日までの期間

根拠となる法令

地方公務員法

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

- 第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
- 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
- 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。
- 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

市町村立学校職員給与負担法

第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第二条第三項の政令で定める者をいう。以下同じ。）のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（義務教育諸学校標準法第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

- 一 義務教育諸学校標準法第六条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び義務教育諸学校標準法第十条の規定に基づき都道府県が定める特殊教育諸学校教職員定数に基づき配置される職員（義務教育諸学校標準法第十八条各号に掲げる者を含む。）
- 二 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号。以下「高等学校標準法」という。）第十五条の規定に基づき都道府県が定める特

殊教育諸学校高等部教職員定数に基づき配置される職員（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に係る高等学校標準法第二十四条 各号に掲げる者を含む。）

三 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部に置くべき職員の数として都道府県が定める数に基づき配置される職員

第二条 市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかに同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件）

第42条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第6項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

教育公務員特例法

（校長及び教員の給与）

第13条 公立の小学校等の校長及び教員の給与は、これらの者の職務と責任の特殊性に基づき条例で定めるものとする。

《追加》平15法117

2 前項に規定する給与のうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定により支給することができる義務教育等教員特別手当は、これらの者のうち次に掲げるものを対象とするものとし、その内容は、条例で定める。

1. 公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する校長及び教員
2. 前号に規定する校長及び教員との権衡上必要があると認められる公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部又は幼稚園に勤務する校長及び教員

地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

○2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

○3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

内容現在2007/12/25

18高教職第4号

平成18年4月3日

各公立小中学校長
各県立学校長
高知市立養護学校長 様
高知市立高知商業高等学校長

高知県教育委員会事務局
教職員課長

公立学校職員の給料の切替等について（通知）

うえのことについて、公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第97号）等による改正後の給与条例等の関係規定に基づき、平成18年4月1日付で職員の給料の切替等を実施しました。

この切替等の内容については、4月4日（火）に給与WEBで送信しますので、取り出しひうえ、所属職員にお渡しください。

また、給料の切替通知の内容及び給与制度の主な改正点等について別添のとおり説明資料を作成しましたので、所属職員に配付していただくよう併せてお願ひします。

この通知文書に添付されている資料1は
省略しています。

資料2

18年4月の給与制度の改正について

平成17年10月の高知県人事委員会の給与勧告に基づく給与条例等の改正に伴って、公立学校の教職員の給与制度が改正されました。その主な改正内容は以下のとおりです。

1 給料表の改正

(1) 職務の級の統合

「行政職給料表」及び「技能職給料表」は職務の級が統合され、平成18年4月1日から新しい職務の級に切替が行われます。

①行政職給料表

旧級	18年3月まで	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
新級	18年4月以降		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	

※例ええば、行政職給料表の5級を受けていた職員は、18年4月1日から3級になります。

②技能職給料表

旧級	18年3月まで	1級	2級	3級	4級	5級	6級
新級	18年4月以降		1級	2級	3級	4級	

(2) 号給の細分化

すべての給料表で、現在の1号給が4号給に分割され、平成18年3月31日に受けていた号給とその経過月数に応じて、平成18年4月1日に新しい号給に切り替えられます。

(3) 給料月額の減額改定と平成18年3月31日現在の給料月額の現給保障

給料表の改正により、若年層を除くほとんどの職員の給料月額が引き下げになりました。

ただし、引き下げに伴って、平成18年4月1日以降に受ける号給の給料月額（「新給料月額」）が平成18年3月31日に受けていた給料月額（「旧給料月額」）を下回ることとなる場合は、その後の昇格や昇給などによって新給料月額が旧給料月額を上回るまでの間は、旧給料月額と新給料月額の差額が「給料」として新給料月額に加えて支給されます。

なお、現給保障により支給される給料の額が、特例条例による給料カットや教職調整額などの算定基礎になります。

2 昇給制度の改正

(1) 昇給時期の見直し

平成17年度まで年4回（4月、7月、10月及び1月）に分かれていた普通昇給の実施時期が、平成18年度以降は全ての職員について年1回、4月1日になります。

(2) 勤務実績に応じた昇給制度への転換

普通昇給は、昇給日（4月1日）前1年間の個人の勤務成績に応じて、普通昇給の昇給幅（昇給する号給数）を5段階に区分して実施することになります。

なお、新しい昇給制度は、次のスケジュールで実施しますが、勤務成績の判定方法や昇給区分等については、改めてお知らせします。

○新しい昇給制度の実施スケジュール

職員の区分	勤務成績判定期間	新昇給制度の実施時期
管理職手当の受給職員	平成18年4月1日～平成19年3月31日	平成19年4月1日
上記以外の職員	平成19年4月1日～平成20年3月31日	平成20年4月1日

(3) 枠外昇給の廃止

平成18年4月1日以降は、職務の級の最高号給を超えて昇給する制度（枠外昇給）は廃止します。これにより、最高号給に到達した後は、同一の職務の級にある間は昇給しません。

(4) 昇給停止制度の廃止

平成18年4月1日以降は、55歳を超えた職員の昇給停止制度は廃止します。

これにより、55歳を超えて55歳以下の職員の2分の1の昇給幅で普通昇給があります。

資料3

18年4月1日の号給の切替及び現給保障について

【切替の例】

号給の切替は、条例や人事委員会規則により給料表毎に定められた「切替表」に基づいて行われます。

号給の切替方法を小学校・中学校教育職給料表適用者を例にとれば、次のようにになります。

○平成18年3月31日の級号給（切替前の級号給）及び発令の時期

小学校・中学校等教育職給料表2級20号給（給料月額 350, 700円）

平成17年7月1日昇給（平成18年4月1日時点で9月経過）

○切替の具体例

号給の切替は、給料表毎に定められた切替表において、旧級、旧号給、経過期間をそれぞれ当てはめて、切替後の号給を求める形で行います。

事例のケースでは、下記の切替表で2級、20号給、9月の全てに対応する欄の数字「76」が切替後の号給になります。

旧号給	↓ 経過期間	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
19	9月以上12月末満	72	72 (332, 500円)	68		
	12月以上	73	73 (334, 700円)	69		
20 (350, 700円)	3月末満	73	73 (334, 700円)	69		
	3月以上6月末満	74	74 (336, 900円)	70		
	6月以上9月末満	75	75 (339, 100円)	71		
	9月以上12月末満	76	76 (341, 300円)	72		
	12月以上	77	77 (343, 300円)	73		
	3月末満	77	77 (343, 300円)	73		

○切替の際に、休職等から復職した職員に対する号給の調整や昇格方法の改正に伴う調整等を実施しますので、職員によっては切替後の号給が切替表により得られる者と異なる場合があります。

【現給保障の考え方】

上記の切替例では、平成18年4月1日の切替後の級号給は2級76号級（給料月額341, 300円）となり、切替の前後で給料月額が9, 400円（350, 700円 - 341, 300円 = 9, 400円）の減額になります。

ただし、切替後の給料月額が切替日の前日（平成18年3月31日）の給料月額を下回っている間は、切替日の前日の給料月額が現給保障されますので、当該給料月額を上回るまでの間に実際に支給される給料の額は350, 700円（341, 300円 + 9, 400円）となります。

20高教政第1227号
平成20年12月19日

各市町村(学校組合)教育長 様

高知県教育委員会事務局
教育政策課長

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正及び技能職員の給与
及び旅費に関する就業規則の一部改正について(通知)

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が平成20年12月県議会定例会において平成20年12月18日(木)に可決成立し、平成20年12月24日(水)に公布されます。また、技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正が同日に告示されますので、これらの内容を下記のとおりお知らせします。

なお、公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う差額(平成20年4月1日に遡及して支給される改定後の給与と既に支給された改定前の給与との差額をいう。)は、平成20年12月24日(水)に支給されますので、改正内容と併せて管内学校に対して、お知らせ下さるようお願いします。

記

第1 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の主な内容

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成20年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給料月額の改定を行うとともに、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に副校長、主幹教諭及び指導教諭の新たな職が配置されることに伴う給料表の改正等必要な改正をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 紙料表の改定等

ア 全紙料表の全紙料月額を改定すること。(現行の給料月額に500円を加算)
イ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に副校長、主幹教諭及び指導教諭の新たな職が配置されることに伴い、給料表級別職務分類表に特2級の項の追加等をするとともに、給料表に特2級の給料月額を追加すること。

(2) 諸手当の改定

ア 教員特殊業務手当の改定

支給日額の限度額を6,400円(現行 3,200円)に引き上げること。(第16条第2項関係)

イ 義務教育等教員特別手当の改定

支給月額の限度額を15,900円(現行 20,200円)に引き下げる。(第23条の2第2項関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ該当各号に定める日から施行する。
- ア 上記2の(1)ア及び2の(2)アの改正規定 公布の日
 - イ 上記2の(2)イの改正規定 平成21年1月1日
 - ウ 前2号に掲げる規定以外の規定 平成21年4月1日
- (2) 上記2の(2)アの改正規定による改正後の別表第1及び別表第2は平成20年4月1日から、上記2の(2)アの改正規定による改定後の条例第16条第2項の規定は同年10月1日から適用する。

第2 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正の主な内容

1 平成20年度の改定

(1) 給料表

現行の給料表の給料月額を改定する。(現行の月額に500円を加算)

(2) 施行期日等

この就業規則は、告示の日から施行し、改正後の規定は、平成20年4月1日から適用する。

2 平成22年度の改定

平成22年度から適用する給料表の給料月額を改定する。(上記の改定と同様に500円を加算)

第3 人事委員会規則等の一部改正の主な内容

1 人事委員会規則で定めることとされている教員特殊業務手当及び義務教育等教員特別手当の支給額については、次のとおり改正されます。

(1) 教員特殊業務手当(平成20年10月1日適用)

「職員の給与の支給等に関する規則」に規定する、教員特殊業務手当の支給日額を下表のとおり改める。

区分		現行額	改定額
1号	ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護 又は緊急の防災若しくは復旧の業務	3,200円	6,400円
	イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	3,000円	6,000円
	ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	3,000円	6,000円
2号	修学旅行等の引率指導業務	1,700円	3,400円
3号	ア 対外運動競技等の引率指導業務(泊を伴うもの)	1,700円	3,400円
	イ // (週休日又は休日等に行うもの)	1,700円	3,400円
5号	部活動指導業務(4時間以上) // (2時間以上4時間未満)	1,300円 650円	2,400円 1,200円

(2) 義務教育等教員特別手当(平成21年1月1日適用)

「義務教育等教員特別手当に関する規則」別表第1及び別表第2に規定する、各支給月額を現行の79%程度に縮減する。

2 公立学校職員の給与に関する条例と同様に職員の給与に関する条例についても、次のとおり改正されます。

(1) 給料表の改定

全給料表の全給料月額を改定すること。(行政職、医療職(2)、医療職(3)等)

(2) 初任給調整手当の改定(第9条の2第1項)

医療、歯科医師及び獣医師の初任給調整手当について改定すること。

(参考)

1 差額を支給する給与について

(1) 給料の差額の追給のほかに、給料月額を基礎として算定されることとなる給与(時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等)についても、その差額を追給することとなること。

(2) 教員特殊業務手当の支給日額の改定に伴い、追給されることとなる差額は平成20年10月1日以降の勤務に係る手当日額であること。

2 給与改定と現給保障との関係について

平成18年4月1日に実施した給与構造改革による給料の切替え等に伴う経過措置として現給保障を受けている職員については、次のとおりとなること。

(1) 給料表の給料月額の改定後も、引き続き現給保障を受けることとなる職員は、実支給額が変わらないため、差額の追給はないこと。

(2) 給料表の給料月額が改定されることにより、給料月額が、現給保障の額を上回った場合には、その上回った部分に限り、差額が追給されること。

3 条例改正後の各別表について

改正後の給料表等の各別表は「給与の広場」に掲示しておりますので、改定額等について参考にしてください。

(<http://yairo.kochinet.ed.jp/seisaku/kyuuyo/>)

21高教政第1437号
平成21年12月25日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教育政策課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第80号）及び知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年高知県条例第81号）が平成21年10月15日に公布されました。

また、技能職員の給与の特例に関する就業規則の一部改正が同日に告示されましたので、これらの概要について下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の学校に対して周知していただきますようお願いします。

記

第1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の主な内容

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成21年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、自宅に係る住居手当の廃止、平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の額の改定等をし、併せて月の60時間を超える時間外勤務に係る時間外手当について、支給割合を引き上げるとともに、その引き上げ分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定することができる制度を新設するものである。

2 主要な内容

(1) 自宅（単身赴任手当を支給される職員の所有に係る住宅で、その配偶者等が居住しているものを含む。）に係る住居手当を廃止する。

(2) 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）に引き上げる。

(3) 平成22年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き下げる。

区分		本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
再任用職員以外の職員	6ヶ月期	1.40月	0.725月	2.125月	1.25月	0.675月	1.925月
	12ヶ月期	1.60月	0.725月	2.325月	1.50月	0.675月	2.175月
再任用職員	6ヶ月期	0.75月	0.35月	1.10月	0.65月	0.35月	1.00月
	12ヶ月期	0.85月	0.40月	1.25月	0.80月	0.35月	1.15月

(4) 義務教育等教員特別手当の月額の限度額を11,700円（現行 15,900円）に引き下げる。

(5) 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と、本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日、又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設する。

3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、義務教育等教員特別手当の月額の限度額を引き下げる改正規定については、平成22年1月1日から施行する。

第2 知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料表の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例改正の目的

一般職員の給料月額及び給料の調整額の特例措置を平成21年12月限り終了させる等必要な改正をしようとするものである。

2 主な内容

職員の給料月額及び給料の調整額の減額については、平成21年12月限りで終了させる。なお、職員の管理職手当の月額の減額については、現行どおり継続する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第2 人事委員会規則等の一部改正の主な内容

1 義務教育等教員特別手当に関する規則

「義務教育等教員特別手当に関する規則」別表第1及び別表第2に規定する、各支給月額を現行の79%程度に縮減する。

2 職員の給与の支給等に関する規則

- 公立の特別支援学校に勤務する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を2から1.5に改める。（調整数1については、廃止）
- 公立の小中学校に勤務する職員で特別支援学級を担任する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を2から1.5に改める。

3 施行期日

平成22年1月1日から施行する。

第3 その他

1 給料の調整数に係る調整数の改定に伴い、施行日前から引き続き給料の調整額を支給される職員に対して、調整数1.5を支給する旨の発令を行います。発令通知を給与システムの帳票取出しから出力の上、職員本人へ交付してください。

帳票取り出し日は平成22年1月8日（金）を予定しています。

2 改定後の義務教育等教員特別手当の支給額については、「給与の広場」に掲示していますので参考にしてください。

(<http://yairo.kochinet.ed.jp/seisaku/kyuuyo/>)

内容現在2016/3/31

22高教政第1325号

平成22年12月24日

各市町村（学校組合）教育長様

各県立学校長様

高知県教育委員会事務局

教育政策課長

職員の給与の支給等に関する規則等の一部改正について

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年高知県条例46号）が平成22年11月30日に公布されたことに伴い、関係規則の改正が行われましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。

記

1 「職員の給与の支給等に関する規則」の一部改正の主な内容

- (1) 公立の特別支援学校に勤務する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を1.5から1.25に改める。
- (2) 公立の小中学校に勤務する職員で特別支援学級を担任する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を1.5から1.25に改める。

2 「義務教育等教員特別手当に関する規則」の一部改正の主な内容

- (1) 別表第1及び別表第2に規定する、各支給月額を現行の68%程度に縮減する。

3 施行期日

平成23年1月1日から施行する。

4 その他

- (1) 給料の調整額に係る調整数の改定に伴い、施行日前から引き続き給料の調整額が支給される職員に対して調整数1.25を支給する旨の発令を行います。発令通知を給与システムの帳票取出しから出力の上、職員本人へ交付してください。

帳票取出し日は平成23年1月11日（火）を予定しています。

- (2) 改定後の義務教育等教員特別手当の支給額については、「給与の広場」に掲示していますので参考にしてください。（<http://yairo.kochinet.ed.jp/seisaku/kyuuyo/>）

各市町村（学校組合）教育長様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

職員の給与の支給等に関する規則の一部改正等について（通知）

このことについて、下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知していただくようお願いします。

記

1 「職員の給与の支給等に関する規則」の一部改正の主な内容

- (1) 公立の特別支援学校に勤務する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を1.25から1に改める。
- (2) 公立の小中学校に勤務する職員で特別支援学級を担任する教員に対して支給する給料の調整額に係る調整数を1.25から1に改める。

2 施行期日

平成26年10月1日から施行する。

3 その他

- (1) 給料の調整額に係る調整数の改定に伴い、施行日前から引き続き給料の調整額が支給される職員に対して調整数1を支給する旨の発令を行います。発令通知を給与システムの帳票取出しから出力のうえ、職員本人へ交付してください。
帳票取出し日は平成26年10月14日（火）を予定しています。
- (2) 教員特殊業務手当の引上げについては、次のとおりですが、平成26年12月議会に「公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」議案を提案し、議決を受けた後、平成26年10月1日から遡及適用する予定です。

区分	現 行	改 正 後
非常災害時の児童生徒の保護等業務	6,400円	8,000円
激甚災害の場合（100分の100を加算）	12,800円	16,000円
児童生徒の救急業務	6,000円	7,500円
児童生徒の緊急補導業務	6,000円	7,500円
修学旅行等の引率指導業務	3,400円	4,250円
対外運動競技等の引率指導業務（泊を伴う）	3,400円	4,250円
〃（週休日等）	3,400円	4,250円
部活動指導業務（4時間以上）	2,400円	3,000円
〃（2時間以上4時間未満）	1,200円	1,500円

26高教福第1112号
平成26年12月26日

各市町村（学校組合）教育長様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

本年の給与改定に伴う「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が本日公布されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の校長及び教職員に対して周知していただくようお願いします。

記

1 改正の目的

この改正条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する諸手当の改定をするものである。

2 改正内容

(1) 期末手当及び勤勉手当

次のとおり支給月数を引上げ

区分		改正前の支給月数			改正後の支給月数					
					平成26年度			平成27年度以降		
		6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	期末手当	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55
	勤勉手当	月 0.65	月 0.65	月 1.30	月 0.65	月 0.75	月 1.40	月 0.70	月 0.70	月 1.40
	計	月 1.85	月 2.00	月 3.85	月 1.85	月 2.10	月 3.95	月 1.90	月 2.05	月 3.95
再任用職員	期末手当	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375
	勤勉手当	月 0.325	月 0.325	月 0.65	月 0.325	月 0.375	月 0.70	月 0.35	月 0.35	月 0.70
	計	月 0.965	月 1.06	月 2.025	月 0.965	月 1.11	月 2.075	月 0.99	月 1.085	月 2.075

(2) 管理職員特別勤務手当

現行の「臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合」に加えて、管理職員が災害への対処等の臨時又は緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前零時から午前5時までの間）に勤務した場合に、当該勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で支給

※具体的な額等については、今後、人事委員会規則の改正を依頼する予定

(3) 単身赴任手当

ア 単身赴任手当の基礎額を30,000円（現行 23,000円）に引上げ、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算する額の限度を70,000円（現行 45,000円）に引上げ

なお、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の単身赴任手当基礎額については、「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」とし、平成27年度は「26,000円」の予定

イ 再任用職員に対して単身赴任手当を支給

※具体的な額等については、今後、人事委員会規則の改正を依頼する予定

(4) 特殊勤務手当

特殊勤務手当のうち非常災害時等の緊急業務等に従事した職員に対する教員特殊業務手当の支給日額を引上げ

区 分	現 行	改 正 後
非常災害時の児童生徒の保護等業務	6,400円	8,000円
激甚災害の場合（100分の100を加算）	12,800円	16,000円
児童生徒の救急業務	6,000円	7,500円
児童生徒の緊急補導業務	6,000円	7,500円
修学旅行等の引率指導業務	3,400円	4,250円
対外運動競技等の引率指導業務（泊を伴う）	3,400円	4,250円
〃（週休日等）	3,400円	4,250円
部活動指導業務（4時間以上）	2,400円	3,000円
〃（2時間以上4時間未満）	1,200円	1,500円

3 施行期日等

平成27年4月1日から施行する。

ただし、2(1)の平成26年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

また、2(4)の特殊勤務手当に係るものは公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。（平成26年10月から同年11月分に係る差額分については、平成27年1月の月例給与において追給される。）

4 その他

東京都の特別区、大阪市及び名古屋市に所在する公署に勤務する職員に係る自動車等使用者の通勤手当の支給額については、国に準じて人事委員会規則の改正を依頼する予定

（平成27年4月1日施行予定）

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
給与担当 浜地、溝渕
TEL : 088-821-4906

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

本年の給与改定に伴う「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が本日公布されました。併せて、職員の給与の支給等に関する規則及び技能職員の給与及び旅費に関する就業規則についても一部改正されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知してくださいますようお願ひいたします。

記

第1 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 改正の主な内容及び実施時期

ア 紙料表

別添1のとおり初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定

(小学校・中学校等教育職給料表、高等学校等教育職給料表、行政職給料表、医療職給料表(2))

イ 期末手当及び勤勉手当

次のとおり支給月数を引上げ

【一般職員】

[公立学校職員の条例第23条第2項第1号]

区分		6月	12月	合計
現 行		期末手当 1.20 勤勉手当 0.75 計 1.95	期末手当 1.35 勤勉手当 0.75 計 2.10	期末手当 2.55 勤勉手当 1.50 計 4.05
改 正	平成29年度	期末手当 1.20 勤勉手当 0.75 計 1.95	期末手当 1.35 勤勉手当 0.80 計 2.15	期末手当 2.55 勤勉手当 1.55 計 4.10
後	平成30年度 以降	期末手当 1.200 勤勉手当 0.775 計 1.975	期末手当 1.350 勤勉手当 0.775 計 2.125	期末手当 2.55 勤勉手当 1.55 計 4.10

【再任用職員】

[公立学校職員の条例第23条第2項第2号]

区分		6月	12月	合計
現 行		期末手当 0.640 勤勉手当 0.375 計 1.015	期末手当 0.735 勤勉手当 0.375 計 1.110	期末手当 1.375 勤勉手当 0.750 計 2.125
改 正	平成29年度	期末手当 0.640 勤勉手当 0.375 計 1.015	期末手当 0.735 勤勉手当 0.400 計 1.135	期末手当 1.375 勤勉手当 0.775 計 2.150
後	平成30年度 以降	期末手当 0.640 勤勉手当 0.385 計 1.025	期末手当 0.735 勤勉手当 0.390 計 1.125	期末手当 1.375 勤勉手当 0.775 計 2.150

- ウ 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例の新設
- a. 特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業に従事したときは、1日当たり4,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給
 - b. 原子力災害対策特別措置法に規定されている原子力緊急事態宣言があった場合で、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力事業所周辺の区域等で行う作業に従事したときは、1日当たり2万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給

(2) 施行期日等

平成29年12月26日から施行し、(1)のアは同年4月1日から、(1)のイのうち平成29年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。ただし、(1)のイのうち平成30年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは平成30年4月1日から施行する。

第2 職員の給与の支給等に関する規則の一部改正

(1) 改正の主な内容

ア 教員特殊業務手当のうち次のものに係る支給日額を引き上げる。(別表第2の4)

- a. 修学旅行等における指導業務
4,250円 → 5,100円
- b. 対外運動競技等における指導業務
4,250円 → 5,100円
- c. 部活動における指導業務
• 4時間以上 3,000円 → 3,600円
• 2時間以上4時間未満 1,500円 → 1,800円

イ 調整基本額を次のとおり引き上げること(別表第5)

- a. 行政職給料表
6級 11,100円 → 11,200円
- b. 高等学校等教育職給料表
1級 8,900円 → 9,000円
3級 12,100円 → 12,200円
4級 13,100円 → 13,200円

(2) 施行期日等

(1)のア 平成30年1月1日から施行

(1)のイ 平成29年12月26日から施行し、同年4月1日から適用

第3 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正

(1) 改正の主な内容

ア 給料表

現行の給料表を別添2のとおり決定

イ 調整基本額

2級 7,500円(現行7,400円)に引き上げ

(2) 施行期日等

平成29年12月26日から施行し、同年4月1日から適用

各市町村（学校組合）教育長様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

本年の給与改定に伴う「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が本日公布されました。また、これに伴い、職員の給与の支給等に関する規則及び技能職員の給与及び旅費に関する就業規則についても一部改正されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知してくださいますようお願いします。

記

第1 公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正し、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額を改定する。

2 主要な内容

(1) 給料表の改定

別添1のとおり、初任給を1,600円、若年層についても同程度引き上げ、その他は、それぞれ200円の引上げを基本に改定

（小学校・中学校等教育職給料表、高等学校等教育職給料表、行政職給料表、医療職給料表（2））

(2) 宿日直手当の改定

勤務1回に係る支給額の限度を次の表のとおり引上げ

区分	勤務1回に係る支給額（限度額）		
	現 行	改 正 後	
標準的な宿日直勤務	通常の宿日直勤務	4,200円	4,400円
	人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務のうち公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるもの	5,900円	6,100円
執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合の宿日直勤務	通常の宿日直勤務	6,300円	6,600円
	人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務のうち公立学校職員の給与に関する条例第20条第1項に定めるもの	8,850円	9,150円

(3) 期末手当及び勤勉手当の改定

平成30年12月期及び平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引上げ

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数					
						平成30年度			平成31年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.275	月 1.275	月 2.55
		勤勉手当	月 0.775	月 0.775	月 1.55	月 0.775	月 0.825	月 1.60	月 0.80	月 0.80	月 1.60
		計	月 1.975	月 2.125	月 4.10	月 1.975	月 2.175	月 4.15	月 2.075	月 2.075	月 4.15
再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.687	月 0.688	月 1.375
		勤勉手当	月 0.385	月 0.39	月 0.775	月 0.385	月 0.415	月 0.80	月 0.40	月 0.40	月 0.80
		計	月 1.025	月 1.125	月 2.15	月 1.025	月 1.15	月 2.175	月 1.087	月 1.088	月 2.175

3 施行期日等

平成30年12月25日から施行し、2の(1)及び(2)は同年4月1日から、2の(3)のうち平成30年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。ただし、2の(3)のうち平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは、平成31年4月1日から施行する。

第2 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正

1 主要な内容

(1) 給料表の改定

- ア 現行の給料表を別添2のとおり改定
- イ 現給保障を受けている技能職員の給与は現給保障の額に平成29年及び平成30年の給与改定を踏まえて調整を行った額を加算

(2) 調整基本額の改定

1級 6,100円（現行 6,000円）に引上げ

(3) 初任給基準の引上げ

初任給の基準を別添3のとおり引上げ

2 施行期日等

平成30年12月25日から施行し、1の(1)及び(2)は、同年4月1日から適用する。

ただし、1の(3)は、平成31年4月1日から施行する。

第3 職員の給与の支給等に関する規則の一部改正

1 主要な内容

(1) 宿日直手当の改定（勤務1回に係る支給額を次のとおり引上げ）

規則第1項に規定する勤務 4,200円→4,400円

規則第2項第6号から第8号までに掲げる勤務 5,900円→6,100円

規則第2項第9号に掲げる勤務 5,100円→5,300円

(2) 調整基本額を次のとおり引上げ

小学校・中学校等教育職給料表

3級 11,700円→11,800円

2 施行期日等

平成30年12月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

第4 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

1 主要な内容

各給料表の初任給の基準を別紙3のとおり引上げ

2 施行期日等

平成31年4月1日から施行する。

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
給与担当 TEL: 088-821-4906

元高教福第1331号
令和元年12月27日

各市町村（学校組合）教育長様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について（通知）

本年の給与改定に伴う「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が本日公布されました。また、これに伴い、職員の給与の支給等に関する規則等の関係規則等についても一部改正されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。
つきましては、管内の学校長及び教職員に対して周知してくださいますようお願いします。

記

第1 公立学校職員の給与に関する条例等の一部改正

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和元年10月10日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する勤勉手当等の額を改定する。

2 主要な内容

（1）給料表の改定

別添1のとおり、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

（小学校・中学校等教育職給料表、高等学校等教育職給料表、行政職給料表、医療職給料表（2））

（2）勤勉手当の改定

令和元年12月期及び令和2年度以降の勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引上げ

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数					
						令和元年度			令和2年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.275	月 1.275	月 2.55	月 1.275	月 1.275	月 2.55	月 1.275	月 1.275	月 2.55
		勤勉手当	月 0.80	月 0.80	月 1.60	月 0.80	月 0.85	月 1.65	月 0.825	月 0.825	月 1.65
		計	月 2.075	月 2.075	月 4.15	月 2.075	月 2.125	月 4.20	月 2.10	月 2.10	月 4.20

再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.687	月 0.688	月 1.375	月 0.687	月 0.688	月 1.375	月 0.687	月 0.688	月 1.375
		勤勉手当	月 0.40	月 0.40	月 0.80	月 0.40	月 0.425	月 0.825	月 0.412	月 0.413	月 0.825
		計	月 1.087	月 1.088	月 2.175	月 1.087	月 1.113	月 2.20	月 1.099	月 1.101	月 2.20

3 施行期日等

令和元年12月27日から施行し、2の(1)は平成31年4月1日から、2の(2)のうち令和元年12月期の勤勉手当等に係るものは令和元年12月1日から適用する。ただし、2の(2)のうち令和2年度以降の勤勉手当等に係るものは、令和2年4月1日から施行する。

第2 技能職員の給与及び旅費に関する就業規則の一部改正

1 主要な内容

現行の給料表を別添2のとおり改定

2 施行期日等

令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第3 職員の給与の支給等に関する規則の一部改正

1 主要な内容

行政職給料表の調整基本額を次のとおり引上げ

1級 6,600円→6,700円

2 施行期日等

令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

第4 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

1 主要な内容

行政職給料表、医療職給料表(2)、高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表の昇格時号給対応表を改正

2 施行期日等

令和元年12月27日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課
給与担当 TEL : 088-821-4906

3 高教福第1727号
令和4年3月29日

各市町村（学校組合）教育長様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正について

令和3年の人事委員会勧告の趣旨に沿って給与改定等をする「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が3月25日に公布されました。また、これに伴い、関係規則が制定されましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴管内の学校長及び教職員に対して周知してくださいますようお願いします。

記

1 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- (1) 令和4年度以降の期末手当の支給月数を別紙のとおり引き下げる。
- (2) 令和4年6月に支給する期末手当の額は、(1)により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、令和4年6月の期末手当の基準日に在職する職員のうち、会計年度任用職員については、調整を行わない。
 - ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の5
 - イ 再任用職員 68.8分の2.5
 - ウ 特定期限付職員 159分の4

2 令和4年6月に支給する期末手当における特例措置に関する規則

- (1) 他の条例適用職員等であった者から引き続き新たに職員となった者に令和4年6月に支給する期末手当については、人事交流等がなく、引き続き在職したものとして算定される額を減額する。
- (2) 職員派遣から職務に復帰した職員等に令和4年6月に支給する期末手当については、任命権者が人事委員会と協議して、必要な調整を行うものとする。

3 施行期日

令和4年3月25日

(問い合わせ先)

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL : 088-821-4906

別紙

期末手当及び勤勉手当の支給月数

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	1.275月	1.275月	2.55月	<u>1.25月</u>	<u>1.25月</u>	<u>2.50月</u>
		勤勉手当	0.825月	0.825月	1.65月	0.825月	0.825月	1.65月
		計	2.10月	2.10月	4.20月	<u>2.075月</u>	<u>2.075月</u>	<u>4.15月</u>
再任用職員	一般職員	期末手当	0.687月	0.688月	1.375月	<u>0.675月</u>	<u>0.675月</u>	<u>1.35月</u>
		勤勉手当	0.412月	0.413月	0.825月	0.412月	0.413月	0.825月
		計	1.099月	1.101月	2.20月	<u>1.087月</u>	<u>1.088月</u>	<u>2.175月</u>
特定任期付職員		期末手当	1.59月	1.59月	3.18月	<u>1.57月</u>	<u>1.57月</u>	<u>3.14月</u>

Q	<p>持病を持っていて、病気休暇を時々取得しています。 昇給に影響があるのは、何日以上取得する場合ですか？ また、期末・勤勉手当への影響についても教えてください。</p>																					
A	<p>昇給区分の決定については、昇給日（4/1）前1年間の職員の勤務実績に応じて、決定しています。昇給の号給数は、次表のⅠからⅤまでの昇給区分に応じた号給数となります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">昇給区分 職員の区分</th> <th>Ⅰ 極めて 良好</th> <th>Ⅱ 特に 良好</th> <th>Ⅲ 良好</th> <th>Ⅳ やや良好 でない</th> <th>Ⅴ 良好で ない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般職員</td> <td>昇給 号給数</td> <td>8号給 以上</td> <td>6号給</td> <td>4号給</td> <td>2号給</td> <td>0号給</td> </tr> <tr> <td>55歳以上の職員</td> <td>昇給 号給数</td> <td>2号給 以上</td> <td>1号給</td> <td>0号給</td> <td>0号給</td> <td>0号給</td> </tr> </tbody> </table> <p>昇給日前1年間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員は、昇給区分がⅣ、また2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない場合は、昇給区分Ⅴとなります。</p> <p>6分の1に相当する期間の日数及び2分の1に相当する期間の日数とは、週休日と休日等及び年末年始の休日等を除いた現日数の6分の1または、2分の1の日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）となります。</p> <p>2018年度（平成30年度）を例にすると、4/1～3/31の週休日・休日を除いた日数は244日です。その6分の1は41日、2分の1は122日なので、それぞれ勤務していない日数が41日、または122日以上になると昇給区分がⅣ、またはⅤになるということになります。</p> <p>また、時間による病気休暇の取得をしている場合は、時間を日に換算するものとし、7時間45分をもって1日とします。（1日未満の端数を生じたときはこれを切り捨てます。）</p> <p>期末手当については、特に影響はありませんが、勤勉手当については基準日現在の勤務期間による期間率に影響する場合があります。</p> <p style="text-align: right;">（15 期末・勤勉手当 参照）</p>	昇給区分 職員の区分		Ⅰ 極めて 良好	Ⅱ 特に 良好	Ⅲ 良好	Ⅳ やや良好 でない	Ⅴ 良好で ない	一般職員	昇給 号給数	8号給 以上	6号給	4号給	2号給	0号給	55歳以上の職員	昇給 号給数	2号給 以上	1号給	0号給	0号給	0号給
昇給区分 職員の区分		Ⅰ 極めて 良好	Ⅱ 特に 良好	Ⅲ 良好	Ⅳ やや良好 でない	Ⅴ 良好で ない																
一般職員	昇給 号給数	8号給 以上	6号給	4号給	2号給	0号給																
55歳以上の職員	昇給 号給数	2号給 以上	1号給	0号給	0号給	0号給																
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について 																					

根拠となる法令

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

最終改正 平成28年3月29日人事委員会規則第14号

(昇給区分及び昇給の号給数)

第27条2

次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 人事委員会が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 IV

(2) 人事委員会が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1以上に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 V

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について

最終改正 平成28年3月28日 27高人委第34条

第27条関係5

この条の第2項第1号の基準期間の6分の1に相当する期間の日数及び同項第2号の基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、職員の勤務時間条例第4条第1項、公立学校職員の勤務時間条例第4条第1項及び警察職員の勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日並びに職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第14条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第17条及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第14条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数）とする。また、職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする病気休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とし、換算の結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

最終改正 平成28年3月25日条例第13号

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条（抜粋）

日曜日及び土曜日は、週休日（勤務を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員については、その所属する市町村（市町村の組合を含む。）の教育委員会とする。以下同じ。）

(休日)

第10条

職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務を命じられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

▼ 令和4年度における再任用職員の勤務条件等

(令和4年4月1日現在)

区分		内 容 等							
任 用	職	・常時勤務職員(地方公務員法第28条の4) (フルタイム勤務)	短時間勤務職員(地方公務員法第28条の5) 小中学校の場合を例示						
	対象者	◇定年退職者 ◇定年引退職者のうち、勤続期間25年以上かつ退職から再任用までの期間が5年以内の者(定年年齢に達した者に限る。)	① ② ③ ④ ⑤ ⑥						
	採用方法	◇就務実績等に基づく選考を行う。 ◇「地方公務員の雇用と年金の接続について」(H25.3.29 雇用副大臣通知)の趣旨に沿って、再任用するものとする。							
	任用	◇任用は、4月1日から翌年3月31日までの1年間 ◇65歳に達する日の属する年度末までが限度							
	職務内容	◇一般の職員と同様の業務に従事する ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定	◇原則、一般の職員と同様の業務に従事する。職員については既定した業務に従事 ◇配属先及び職務内容は任命権者が決定						
	勤務時間	◇週38時間45分(一般的な常時勤務職員と同じ。) ◇定期勤務については、一般的な常時勤務職員に準じて措置	週38時間45分 (週4日)	週30時間 (週5日)	週24時間 (週4日)	週22時間15分 (週3日)	週18時間 (週3日)	週15時間30分 (週2日)	
勤務休暇	1日の勤務時間	◇7時間45分	7時間45分	6時間	6時間	7時間45分	6時間	7時間45分	
	休暇	◇一般的な常時勤務職員と同様。(年次有給休暇の年間(9月1日～翌年8月31日)の付与日数は、20日) ◇年次有給休暇については、定年退職時の残日数が、引き続き再任用された年に引き継がれる。 また、8月31日時点の残日数が、年間の付与日数(フルタイム勤務職員の場合は20日)を超過して、翌休暇年度に繰り越される。	◇一般的な常時勤務職員と同様。年次有給休暇の年間の付与日数は、勤務形態により比例割分。このほか勤務形態により比例割分する特別休暇(夏期特別休暇など)がある。						
	給料月額	◇従事する職の業務の級に応じた給料月額が支給される。 ◇フルタイム勤務職員の給料月額は次表のとおりで、短時間勤務職員の給料月額は次表に38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額(勤務時間による比例割分)となる。(例えば、小学校教諭であれば、275,900円×(38時間45分)/週38時間45分=213,800円)							
手当等	適用給料表	適用給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級
	小中学校等教育職	(実習助手等)	(教諭等)	(主幹・指導教諭)	(副校長、校長)	(校長)			
	高等学校等教育職	235,400円	278,900円	308,700円	345,150円	423,800円			
手当等	行政職(学校事務職員等)	(主事等)	(主事等)		(主事等)	(事務長、事務課長)	(事務長等)	(事務長等・2等手当)	
	医療職(二)(学校保健職員)	187,000円	214,700円		259,150円	279,400円	295,000円	321,000円	
	技能職	192,900円	204,200円		247,200円	260,800円	287,100円	328,000円	
手当等	支給される手当等	○給料の調整額 ○管理職手当 ○地域手当 ○時間外勤務手当 ○休日勤務手当 ○夜間勤務手当 ○単身赴任手当 ○期末手当 ○勤労手当 ○義務教育等教員特別手当 (※短時間勤務職員の手当額については、1週間当たりの勤務時間や勤務の基準を考慮した額となる。) (※勤労手当・単身赴任手当については、年度初めに届け出が必要となる場合がある。)	○定期制通信教育手当 ○産業教育手当 ○特殊勤務手当 ○通勤手当 ○通勤講習手当						
	支給されない手当等	○生活開源手当(住居手当) ○人材確保の観点から設けられている手当(初任給調整手当、特地勤務手当(率する手当を含む。)、べき地手当(率する手当を含む。)) ○退職手当							
	期末・罰勤手当	◇年2,145円分(成績標準者の場合)が支給 ◇期末手当: 年間1.35ヶ月分、6月=0.875ヶ月分、12月=0.875ヶ月分 ◇勤労手当: 年間0.785ヶ月分、6月=0.397ヶ月分、12月=0.398ヶ月分	◇支給割合は、フルタイム勤務職員と同じ。勤務時間による比例割分した給料の月額を基準として算定						
賃 権 制 度	賃 権	◇一般的な常時勤務職員と同様。							
	能率	◇〃 (人事評価、職員研修、定期健康診断など)							
	分限・懲戒	◇〃							
災害補償	災害補償	◇(地方公務員災害補償基金適用)							
	雇用保険	◇適用	◇1週間の勤務時間が20時間以上の場合に適用						
	医療保険	【令和4年9月以前】 ◇共済組合員となる。	【令和4年9月以後】 ◇1週間の勤務時間が20時間以上①、②、③、④の場合、 健保係員(協会けんぽ)が適用される。 ※共済組合員にはならない。						
社会保険等	医療保険								
	雇用年金制度	◇公立学校共済組合(公務員共済組合)が実施する年金制度に加入	◇厚生労働省が実施する年金制度に加入						
	互助金	◇一定以上の収入がある場合、年金の一割または全額が支給停止となる。 ◇再任用職員の期間については、該当する年金制度の年金額の計算に含める。 ◇公務員共済組合から支給される年金の支給開始年齢は65歳。	◇年会は全額支給						

(注)給与・休暇等については、令和4年4月1日現在のものであり、今後、改定等が行われることがある。